

倉敷市立図書館ボランティア活動取扱い事項

(趣 旨)

第1条 この取扱い事項は、倉敷市立図書館（以下「図書館」という。）におけるボランティア活動の実施に必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 この取扱い事項は、図書館における図書館ボランティア活動（以下「活動」という。）に関して必要な事項を決めることにより、図書館に対する市民の理解を深めるとともに、市民の参加により、図書館活動のさらなる活発化と図書館振興を図ることを目的とする。

(活動内容)

第3条 活動の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 図書館敷地内の樹木剪定、除草、清掃活動など環境整備に関すること。
- (2) 図書館に返却された資料の配架、書架整理、資料の修理など館内美化に関すること。
- (3) 図書館が主催する行事などへの助成活動に関すること。
- (4) その他、目的達成に必要な活動に関すること。

(登録の申請)

第4条 前条の活動を行おうとする者は、必要事項を記入した倉敷市立図書館ボランティア申込書（別記様式）を倉敷市立図書館長（以下「館長」という。）に提出しなければならない。

(活動の登録)

第5条 館長は、前条の申請があったときは、提出された倉敷市立図書館ボランティア申込書の申請内容、面接審査及び事前研修の成績を踏まえ、登録するものとする。

ただし、館長が不適と判断した場合は、登録しないものとする。

- 2 館長は、申請された活動内容によっては、前項の審査に加え、当該活動を行おうとする者の健康状態について審査することができる。

(登録証の交付)

第6条 館長は、前条により活動の登録をしたときは、活動の登録を受けた者（以下「活動者」という。）に登録証を交付するものとする。登録証の有効期限は1年（更新可能）とする。

(登録の取消し)

第7条 館長は、活動者が次の各号のいずれかに該当するときは、活動の登録を取消することができる。

- (1) 活動者としてふさわしくない行為があった場合
- (2) 第8条及び第9条の規定に違反した場合
- (3) 心身の故障のため、活動を行うことができない場合
- (4) 登録取消しの申し出があった場合
- (5) 1年間活動の実績がない場合

2 活動取消しとなった活動者は、速やかに登録証を館長に返却しなければならない。

(法令等に従う義務)

第8条 活動者は、活動を行うにあたっては、法令、条例、規則及び関係規定等に従い、かつ、館長の活動上の指示に従わなければならない。

(守秘義務)

第9条 活動者は、活動上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、活動者でなくなった後も、同様とする。

(保険の加入)

第10条 活動中に発生する事故、損害等の危険を補償するため、活動者は、ボランティア保険に加入する。

ただし、保険料は、活動者がこれを負担する。

(損害賠償)

第11条 活動者は、故意又は過失により図書館に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負うものとする。

(庶務事務)

第12条 活動に関する庶務、研修事務は、各図書館において行う。

(雑 則)

第13条 取扱い事項に定めるもののほか、活動に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この取扱い事項は、平成25年8月22日から施行する。